

# 必要書類（詳細）

●交付申請書（様式第1号）の記入が必要となります。

共通		入手方法
<input type="checkbox"/> 原本	世帯全員の住民票の写し（続柄、本籍記載） （発行後3か月以内のもの）	桐生市（取得した住宅へ居住後）
<input type="checkbox"/> 原本	市税等に未納のないことを証明する書類 （発行後3か月以内のもの） ※世帯全員で中学生以下は不用、課税されていない学生は在学証明書等でも可	桐生市内転居の人は完納証明書。 転入者は、前住所地の市区町村発行のもの。 非課税者も必要。

新築の場合		入手方法・確認事項
<input type="checkbox"/> コピー	工事請負契約書 ※追加等金額の変更がある場合は変更契約書等も必要	契約日、注文者及び請負者の記名押印、工事場所、請負金額の記載がある面
<input type="checkbox"/> コピー	領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可！	業者の都合により領収書の発行がない場合、紛失した場合などは「支払証明書」（建築住宅課に所定の用紙有。）でも可。
<input type="checkbox"/> 原本	不動産登記の全部事項証明書（建物） ※取得額に土地の購入代金を含める場合には、不動産登記の全部事項証明書（土地）も必要	法務局（所有権保存登記が完了したもの） （発行後3か月以内のもの）
<input type="checkbox"/> コピー	検査済証	建築基準法の規定による
<input type="checkbox"/> コピー	案内図、配置図、平面図	建築確認申請の添付書類で可
<input type="checkbox"/>	住宅完成時の写真	玄関を含めた全体の写真を1枚程度
<input type="checkbox"/> 様式第2号	下請工事施工証明書（※該当者のみ） （元請業者が市外であっても、市内の下請業者が3者以上で請負金額の合計が100万円以上の場合）	元請業者、下請業者の押印が必要です。

建売・中古住宅の購入の場合		入手方法・確認事項
<input type="checkbox"/> コピー	不動産売買契約書	契約日、売主及び買主の記名押印、媒介業者、売買物件、売買代金、条項の記載がある面
<input type="checkbox"/> コピー	領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可！	業者の都合により領収書の発行がない場合、紛失した場合などは「支払証明書」（建築住宅課に所定の用紙有。）でも可。
<input type="checkbox"/> 原本	不動産登記の全部事項証明書（建物） 不動産登記の全部事項証明書（土地） ※土地が複数筆ある場合は購入したすべてが必要	法務局（所有権保存又は移転登記が完了したもの）（発行後3か月以内のもの）
<input type="checkbox"/> コピー	検査済証 ※中古住宅は確認済証 又は 台帳記載事項証明書	台帳記載事項証明書は建築指導課で取得することができます（手数料がかかります）。
<input type="checkbox"/> コピー	案内図、配置図、平面図	配置図がない場合は法務局発行の建物図面
<input type="checkbox"/>	住宅取得時の写真	玄関を含めた全体の写真を1枚程度
<input type="checkbox"/> 原本	建築基準法及び関連規定に関する書類 （中古住宅のみ）	建築住宅課に所定の用紙有。宅地建物取引士等の資格者の記名及び押印が必要です。

移住者（転入者で加算対象の場合）		入手方法
<input type="checkbox"/> 原本	転入者であることを証明する書類 住民票の除票又は戸籍の附票（桐生市へ転入後のもの） （転入前の住所地に2年以上の在住がわかるもの）	前住所地の市区町村発行のもの。 （戸籍の附票は本籍地の市区町村で発行）

その他	
<input type="checkbox"/>	店舗等の併用住宅の場合は、住宅部分と住宅以外の部分の面積が確認できる図面
<input type="checkbox"/>	空き家・空き地バンク登録物件の場合は、空き家・空き地バンク成約物件報告書の写し

※条件や対象者により必要書類が異なりますので、ご不明な方はご相談ください。